

所得段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している方</li> <li>世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金<sup>※1</sup>を受給している方</li> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年のその他の合計所得金額<sup>※2</sup>と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	軽減前 基準額×0.455 軽減後 基準額×0.285	軽減前 31,550円 軽減後 19,760円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方</li> </ul>	軽減前 基準額×0.685 軽減後 基準額×0.485	軽減前 47,510円 軽減後 33,630円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方</li> </ul>	軽減前 基準額×0.69 軽減後 基準額×0.685	軽減前 47,850円 軽減後 47,510円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	基準額×0.90	62,420円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、本人の前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方</li> </ul>	基準額×1.00	69,360円 (基準額)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額<sup>※3</sup>が120万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.20	83,230円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.30	90,160円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.65	114,440円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方</li> </ul>	基準額×1.70	117,910円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方</li> </ul>	基準額×2.00	138,720円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方</li> </ul>	基準額×2.20	152,590円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方</li> </ul>	基準額×2.30	159,520円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方</li> </ul>	基準額×2.40	166,460円

※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方で、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 その他の合計所得金額 合計所得金額<sup>※3</sup>から課税年金収入に係る所得額を差し引いた額です。

※3 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。

また、損失の繰越控除がある場合、繰越控除の適用前の額となります。

● 所得の少ない方の保険料を軽減するため、第1段階から第3段階の年額・保険料率について段階的に引き下げをしています。